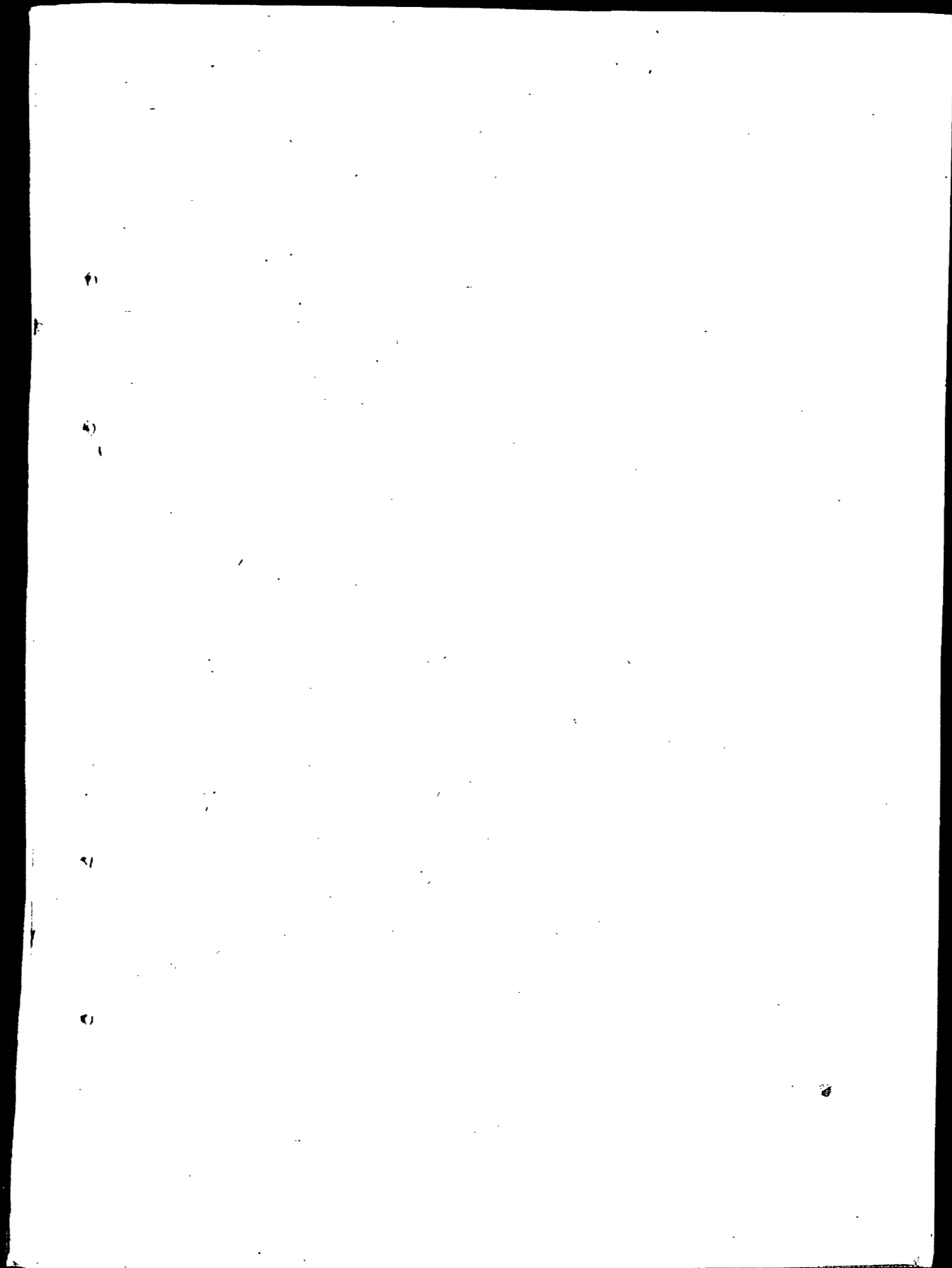


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

国立公文書館	
分類	H16.9.28 (洋)
	(証) (希)
配架番号	3 A
	15
	58-27



昭和二十年

第二類

第一類

8

22563

W.C.

自第

至第

總動員局

裏面白紙

軍需省告示第百〇五號

戰時建設團令第五條ノ規定ニ依リ戰時建設團ノ
構成員タル者格左ノ道指定ス

昭和十六年三月二十日

軍需大臣

昭和十六年十二月十五日以前ヨリ引續ギ土木建築
綜合工事事業ヲ營ム者又ハ企業許可令第三條第
一項ノ規定ニ依リ土木建築事業開始ニ付行政官廳
ノ許可ヲ受ケタル者但シ左ニ掲グル職種以外ノ職
別工事事業ヲ併セ營ム者ヲ除ク

特殊コンクリート工事事業

鐵骨工事事業

防水工事事業

電氣配線工事業
配管設備工事業
築爐工事業
舗装工事業

ニ左ニ掲グル職別工事業ヲ當レ看テ以テ組織スル統制組合

土工事業、瓦業、特殊コンクリート工事業、大土工事業、鐵筋工
事業、鉄骨工事業、煉瓦及タイル工事業、石工事業、銘石及燧
石工事業、柵板葺工事業、瓦工事業、スレート工事業、防水工事
業、板金工事業、金属製造具取付工事業、木製建具鋳込工
事業、硝子工事業、左官工事業、塗装工事業、漆塗工事
業、経師工事業、畳業、家具装飾工事業、電気配線工
事業、配管設備工事業、保溫保冷工事業、築炉工事

業、舗装工事業、緑地工事業、建築設計監理業

三建築設計監理業ヲ當レ看テ以テ組織スル統制組合

裏面白紙

案ノ二 (案)

軍需省告示第百〇二號

昭和二十年三月軍需省告示第百〇二號ニ依リ指定セラレタル戦時建設團ノ資格ヲ有スル者ハ戦時建設團

ヲ設立スベシ

戦時建設團ノ依リ設立ノ認可ヲ申請スベキ期限ハ

昭和二十年四月十日トス

案ノ三 (告示案)

軍需省告示第百七號

昭和二十年二月軍需省告示第百七號ニ依リ設立

ヲ命ジタル戰時建設團ノ設立ニ関スル事務ヲ處理セ

シタル爲戰時建設團令第六條第二項ノ規定ニ依リ

昭和二十年三月二十八日 設立委員左ノ通命ジタリ

年三月二十八日

軍需大臣

伊藤豊次 札幌市北四條西四丁目

株式会社西松組 取締役社長 林 米七 東京都芝區西久保櫻川町

株式会社戸田組 代表取締役 戸田利兵衛 東京都京橋區京橋一丁目

合資會社勝村組 代表社員 勝村幾之介 東京都荒川區尾久町八丁目

株式會社鹿島組 取締役社長 鹿島精一 東京都京橋區槇町二丁目

大倉土木株式會社 取締役會長 武富英一 東京都京橋區銀座三丁目

株式會社竹中工務店 取締役社長 竹中藤右衛門 大阪市北區中ノ島三丁目

株式會社大林組 副社長 中村寅之助 大阪市東區京橋三丁目

合資會社岡田組 代表社員 岡田元藏 德島市紙屋町三丁目

株式會社奧村組 代表取締役 奧村太平 大阪市天王寺區北河堀町

合資會社栗原組 代表社員 栗原源藏 秋田市龜ノ丁東土堤町

株式會社熊谷組 取締役社長 熊谷太三郎 福井市豊島上町

株式會社松村組 取締役社長 松尾嘉右衛門 横濱市鶴見區潮田町三丁目

株式會社增永組 取締役社長 松村雄吉 大阪市東區大平通一丁目

株式會社藤木工務店 代表取締役 藤永茂己 熊本市大江町本

株式會社間組 取締役會長 藤木正一 大阪市東區兩替町一丁目

株式會社鴻池組 取締役社長 小谷清 東京都赤坂區青山南町一丁目

中國土木合資會社 代表社員 鴻池小六 大阪市此花區傳法町北三丁目

株式會社島藤組 取締役社長 逢澤寬 岡山市内山下

株式會社島藤組 取締役社長 島田藤 東京都深川區新大橋一丁目

株式會社清水組 代表取締役 清水康雄 東京都京橋區宝町三丁目

合資會社近藤組 社長 日向野善次 名古屋市中區七本松町三丁目

株式會社錢高組 取締役社長 錢高久吉 大阪市西區土佐堀通三丁目

鐵道工業株式會社 取締役會長 菅原通濟 東京都京橋區銀座西一丁目

日本管工系統組 組合理事長 有藤省三 東京都市橋區銀座一丁目

日本電氣工系統組 組合理事長 岸日幸雄 東京都麹町區有樂町一丁目

20 總 1713

昭和 20 年 總 第 1712 號



完結 野再南

接受 昭和二十年五月三十日 起案 昭和二十年五月三十日 施行 二〇六三日

資金課長 監理課長

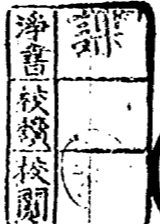
第二部長 總務課長

總動員局長 文書課長

次官

會社經理統制令ノ施行ニ関スル事務中軍需監理部長ヲシテ取扱ハシムル事務ノ範圍ノ件通牒

案



第 二〇 號

昭和二十年五月五日

各軍需監理部長
陸軍部 海軍部 陸軍省 海軍省
次官

會社經理統制令ノ施行ニ関スル事務中
軍需監理部長ヲシテ取扱ハシムル事務ノ範圍件

首題ノ件ニ関シテハ昭和十九年九月三十日附一九總第八五八号

ヲ以テ通牒シ置キタル處、今般同令施行規則及會社固定

資産償却規則ノ施行ニ関スル事務ハ左ニ掲ケルモノヲ除ク外

軍需監理部長^{以下}ヲシテ取扱ハシムルコトニ決定相成タルニ付依命

通牒ス

追而之カ事務引継ハ曩ト同様會社名簿及關係書類

後送可致、尚指定セザルコト決定セル陸海軍監理工場ノ

屬スル會社ノ地方ニ於ケル協議ニ関シテハ目下兩当局ト

交渉中ニ付追而指示アル迄協議スルニ及ハス 右為念

記

一 特別ノ法令又ハ統制會社令ニ依リ設立セラレタル會社

二 會社ノ營業事業一部ハ造船事業法ノ適用ヲ受クル事業

ニ該当スル會社

船隻ノ製造修理及船舶ノ運送ニ關スル事業

公認

船舶運送事業ニ關スル事業

計

閣令第十四號
 會社經理統制令施行規則中並ノ前改正ス
 第四十五條中「資本金十萬圓以上」ノ又ハレヲ削リ「運輸通信大臣」
 アルヲ「運輸大臣」ニ改ム
 附則
 本令ハ昭和二十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

考考
 (一)

閣令第一五號
 會社固定資産償却規則中並ノ前改正ス
 第十一條 會社本令ニ依リ申請書又ハ報告書ヲ提出セントスルトキハ左ノ
 各件ノ定ムル所ニ依ルベシ
 一 令第四十一條第一號ニ該當スル會社ハ之ヲ二通作成シ主務大臣ニ直
 接提出スベシ
 二 前號ニ揚グルル會社以外ノ會社ハ之ヲ令第四十一條第二號乃至第五號
 三定ムル主務大臣宛又ハ主務大臣連名宛ニ一通ハ主務大臣ノ數ガ三以
 上ナルトキハ主務大臣ノ數ニ相當スル通數ノ作成ニ造幣事業法ノ適用
 ヲ受クル事業ヲ營ム會社及主務大臣ノ指定シタル會社ニ在リテハ會社
 ノ營業事業ハ二以上ノ事業ヲ營ム會社ニ在リテハ主務大臣ノ指定ス
 ル主務大臣ニ直接、其ノ他ノ會社ニ在リテハ會社ノ營業事業ハ二以上
 ノ事業ヲ營ム會社ニ在リテハ主務大臣ノ指定スル主務大臣ノ指定ス
 臣、軍需大臣、又ハ運輸大臣ナルトキハ會社ノ本店又ハ主務大臣ノ
 所在地ヲ所轄スル財務局長出張所、軍需監理部又ハ鐵道局ヲ經テ提出ス
 ベシ但シ同條第四號ニ該當スル會社ニシテ自動車交通事業法及小運送
 業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム又ハ之ヲ同條ニ定ムル主務大臣
 連名宛ニ二通作成シ主務大臣ノ指定シタル會社ニ在リテハ運輸大臣ニ
 直接、其ノ他ノ會社ニ在リテハ會社ノ本店又ハ主務大臣ノ事務所
 鐵道局ヲ經テ提出スベシ
 附則
 本令ハ昭和二十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

寫

一九二九年八月八日

昭和十九年九月三十日

各軍需監理部長宛

軍需次官

會社經理統制令、施行に關する事務中

軍需監理部長ヲシテ取扱ハシムルモノノ範圍ノ件

首魁ノ件ニ關シテ本年一月二十日附一九二九年第五七号ヲ以テ通牒
ニ置タル處今般中央官廳事務簡素化ノ趣旨ニ基キ右通牒
中取扱會社ニ付資本金五百万円未満ノ會社ヲ資本金一千
万円未満ノ會社ニ引上ルニトト決定セルニ付依命通牒又

参考
(二)

裏面白紙

完結

昭和二十年總第 1718 號

接受	昭和二十年四月五日	接受ヨリ 起案マデ ノ日數	日
起案	昭和二十年四月五日		日
			施行
			決判
			三〇、存 二、自

大臣	次官	文書課長	總務課長	第二部長	資金課長	監理課長
----	----	------	------	------	------	------

行政事務ノ地方移譲ニ伴ヒ會社經理統制令
關係事務ヲ軍需監理部長ヲシテ取扱ハシム
ル件同

日本標準規格 B5 (182×257mm)

裏面白紙

洋紙回議用紙

行政事務ノ地方移讓ニ伴ヒ會社經理統制令
關係事務ヲ軍需監理部長ヲシテ取扱ハシムル件

會社經理統制令及會社固定資産償却規則ノ施行ニ關スル
軍需大臣ノ所管事務中軍需監理部長ノ取扱フモノハ現在
資本金壹千萬圓未満ノ會社ニ對スル許認可事務ナル處
今般行政事務ノ地方^移讓ニ伴ヒ本省ニ於テ處理スルヲ要ス
バキ左記事務ヲ除キ原則トシテ一切ノ事務ヲ軍需監理部長
ヲシテ取扱ハシムル^様樣^案案^ヲ依リ^テ通牒シ^テ差支ナキヤ^ハ指示セラレ度
ト記

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社及統制會社令ニ依リ
設立セラレタル會社ニシテ全國單位ノモノ

大日本帝國政府

510

昭和二十年第 1519 號

接受 昭和二十年四月三十日

接受ヨリ 起案マデ ノ日數

日 決判 二〇、廿、八日 施行 月 日

洋紙回諭用紙

大臣

總動員局長

第二部長

監理課長

秘書課長

文書課長

關東軍需監理部支所設置ニ關スル書牒并件

關東軍需監理部ノ機構改革ニ伴ヒ別紙案ノ通告示并件

相成可然哉 差支無キヤ

御高裁

十五 官署

裏面白紙

二〇關軍總第一六三二號

昭和二十年四月三十日

關東軍需監理部總務長

軍需省總動員局第二部長 殿

關東軍需監理部支所設置ニ關スル告示公布ノ件依頼
關東軍需監理部ノ機構改革ニ伴ヒ別紙案ノ軍需省告示公布相成慶

裏面白紙

裏面白紙

告示案

軍需省告示第百七號

昭和十八年十一月十一日 軍需省告示第一號 中左ノ通改正又

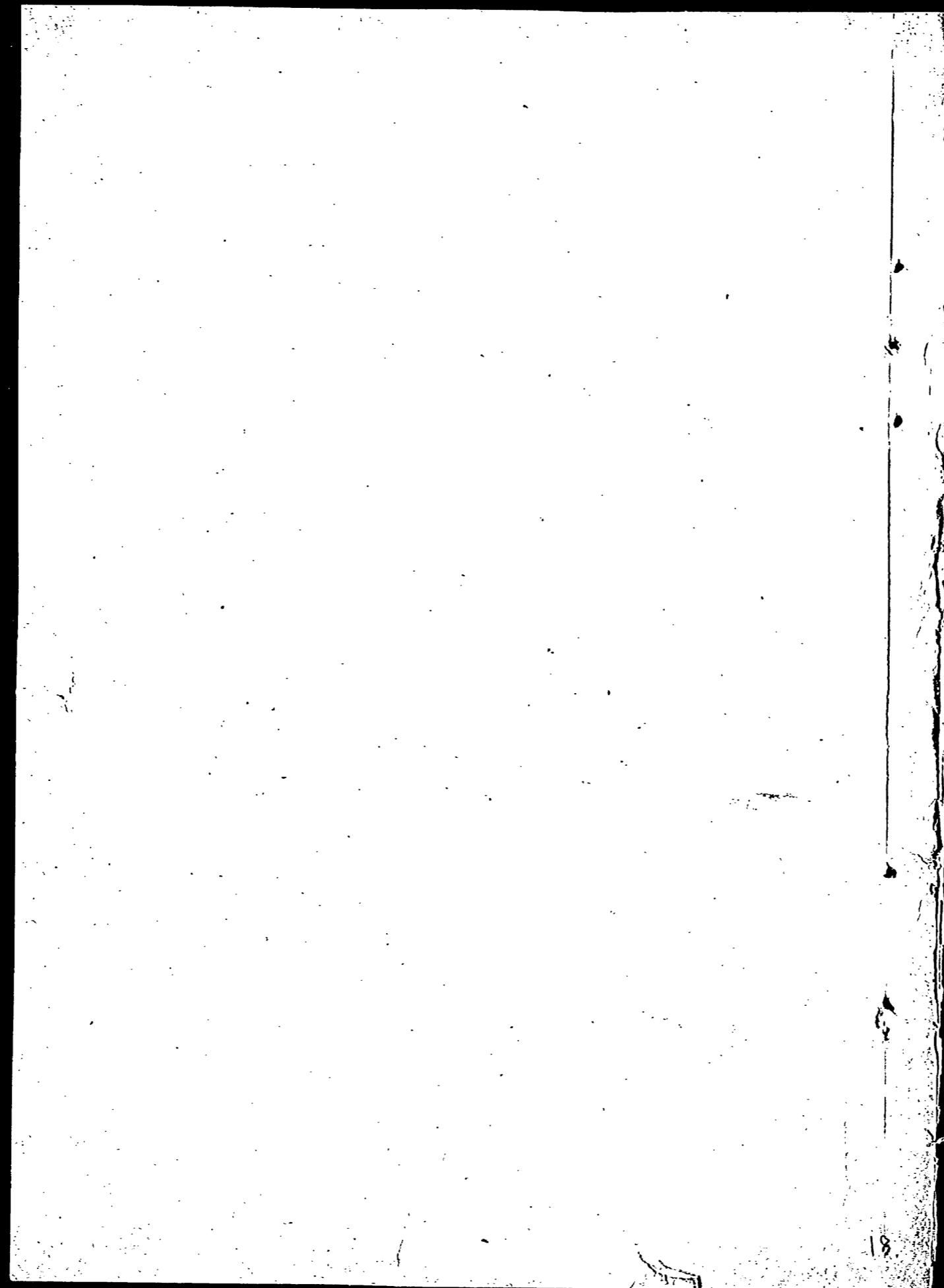
昭和二十年五月十日

軍需大臣 田 貞次郎

南東軍需監部 二中長野支所ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

- 神奈川支所 横濱市中區日本大通十一番地 横濱商工獎勵館内 神奈川縣
- 埼玉支所 浦和市高砂町三丁目七十三番地 埼玉縣立埼玉圖書館内 埼玉縣
- 群馬支所 前橋市曲輪町六十六番地 群馬縣廳内 群馬縣
- 千葉支所 千葉市吾妻町三丁目二十九番地 日本赤十字社支社内 千葉縣
- 茨城支所 水戸市北三ノ丸百十九番地 茨城縣
- 栃木支所 宇都宮市一條町千百六十三番地 栃木縣
- 山梨支所 甲府市榑町 山梨縣廳内 常盤町四番地 山梨縣
- 同 東海軍需監部 監理部 若川支所ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ
- 静岡支所 静岡市邊手町 静岡縣廳内 静岡縣
- 岐阜支所 岐阜市司町 岐阜縣廳内 岐阜縣
- 三重支所 津市甲茶屋 三重縣廳内 三重縣

紙



昭和二十年
昭和二十年

第五類

第五類

第五類

第五類

第五類

第五類

第五類

自第
至第

号号

電力局

電力局

第